

建 第 1 4 6 号 の 5  
令和 5 年 5 月 2 6 日

一般社団法人 奈良県建築士会  
会長 米村 博昭 殿

奈良県 県土マネジメント部  
地域デザイン推進局 建築安全推進課長  
( 公 印 省 略 )

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則の施行について（通知）

平素は、本県の開発・宅地造成行政について格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、別添のとおり宅地造成等規制法施行細則（以下、規則という。）を改正しましたので、通知します。

なお、上記規則の施行に際しては経過措置が規定されており、当面の間現存する様式は使用することができますことを申し添えます。

記

- 1 施行年月日 令和 5 年 5 月 26 日
- 2 添付資料
  - ① 宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則の概要
  - ② 宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表
  - ③ 旧宅地造成等規制法施行細則（全文）

【問い合わせ先】

奈良県 県土マネジメント部 地域デザイン推進局  
建築安全推進課 盛土対応係 盛安  
TEL:0742-27-7546（直通）  
FAX:0742-27-7790  
E-mail: [moriyasu-takafumi@office.pref.nara.lg.jp](mailto:moriyasu-takafumi@office.pref.nara.lg.jp)